

## 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）

### 参加宿泊施設募集要項

#### 1. 趣旨

本キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響が続く市内観光業を支援するため、宿泊客の誘客及び観光消費の喚起に取り組むものです。市内の対象宿泊施設で利用できる宿泊券と、市内の対象店舗の食事・買い物・体験等に使える地域クーポンをセットにして割引価格で販売することで、市内宿泊を促し、観光消費の拡大を図ります。

#### 2. 宿泊券の発行主体

宗像市

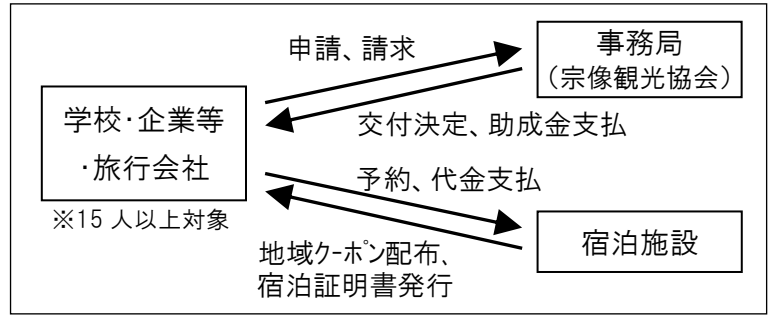
#### 3. キャンペーン概要（宿泊）

##### （1）個人利用向け

- ① 名称 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）
- ② 販売期間 令和3年12月20日（月）～令和4年3月31日（木）※売り切れ次第終了
- ③ 販売場所 セブンイレブン、ローソン及びミニストップ（全国）
- ④ 券種 紙クーポン
- ⑤ 種類・額面 1枚あたり額面4,000円の宿泊券と  
1枚あたり額面1,000円地域クーポンをセットで販売  
※販売額は、1セット2,500円（市助成2,500円）です。
- ⑥ 発行枚数 24,000セット
- ⑦ 利用期間 令和4年1月6日（木）～令和4年7月1日（金）チェックアウトまで  
※緊急事態措置やまん延防止等重点措置が県内に適用された場合、又は外出自粛等の要請が本市を対象として行われた場合は、本キャンペーンの利用の停止又は自粛要請を行います。
- ⑧ 対象施設 宿泊券取扱施設として登録された市内宿泊施設
- ⑨ 利用条件
  - ・ 宿泊券は、宿泊料金をフロントで精算（現地払い）する際の利用に限ります。
  - ・ 宿泊券と現金の交換やつり銭の支払はできません。
  - ・ 1人1泊につき宿泊券2枚（額面8,000円）までを利用の上限とします。ただし、泊数の上限はありません。
  - ・ 本キャンペーンの宿泊券（個人利用向け）と団体利用向け宿泊助成の併用はできません。
  - ・ 「むなかたエール一般商品券」及び「宗像をもっと元気にしタイ！券」との併用は可能です。
  - ・ 「福岡の避密の旅（第2弾）」、「福岡の避密の旅（第3弾）」又はGoToトラベルのいずれかとの併用は可能です。

##### （2）団体利用向け

上記（１）とは別に、15人以上の団体が事前に予約した上で宿泊する場合に限り、一括して手続きができる宿泊助成を行います。この団体利用向け宿泊助成では、コンビニで事前に宿泊券を購入するのではなく、事前に助成の申請を行った上で宿泊し、宿泊料金の精算後に助成金を受け取ることになります。



- ① 名 称 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）団体助成
- ② 申請期間 令和3年12月20日（月）～令和4年3月31日（木）※予算額に達し次第終了
- ③ 申請先 一般社団法人宗像観光協会
- ④ 種類・助成額
  - ・1人1泊4,000～7,999円の宿泊代に対して2,000円を助成（地域クーポンは1枚）
  - ・1人1泊8,000円以上の宿泊代に対して4,000円を助成（地域クーポンは2枚）
- ⑤ 助成総額 1,500万円（宿泊助成1,200万円、地域クーポン助成300万円）  
※上記（1）の宿泊券と地域クーポンの6,000セット分です。
- ⑥ 助成対象期間 上記（1）⑦に同じ
- ⑦ 対象施設 団体助成対象施設として登録された市内宿泊施設
- ⑧ 利用条件
  - ・15人以上の団体が対象施設に事前に予約した上で、宿泊日の14日前までに事務局へ交付申請し、交付決定を受ける必要があります。旅行代理店による申請も可能です。
  - ・泊数の上限はありません。
  - ・本キャンペーンの宿泊券（個人利用向け）と団体利用向け宿泊助成の併用はできません。
  - ・「むなかたエール一般商品券」及び「宗像をも一つと元気にシタイ！券」との併用は可能です。
  - ・「福岡の避密の旅（第2弾）」、「福岡の避密の旅（第3弾）」又はGoToトラベルのいずれかとの併用は可能です。

#### 4. 取扱施設の募集

##### （1）参加資格

- ① 宗像市内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する宿泊施設であること。
- ② ①の宿泊施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設とする。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
- ④ 業種別の感染拡大予防ガイドラインに従い、新型コロナウイルス感染症対策を講じていること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者
  - ・市税を滞納している者

- ・役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体  
にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又  
は営業所を代表する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法  
律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく  
なった日から5年を経過しない者
  - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- ⑥ 宿泊事業者自ら（従業員含む）が宿泊券を購入して販売しないこと。
  - ⑦ その他公序良俗に反する営業を行っていないこと。
  - ⑧ 以下（2）に示す取扱施設の責務等を遵守できる施設であること。

## （2）取扱施設の責務等

- ① 宿泊券の管理及び精算業務を適切に行うこと。
  - ② 宿泊券の不正利用防止に最大限務めるとともに、不正利用を発見した場合には、速やかに事務局へ  
報告すること。
  - ③ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従って、感染拡大予防に努めること。
  - ④ 宿泊者に安心して宿泊していただくために、福岡県が発行する「感染防止宣言ステッカー」又は「感  
染防止認証マーク」を取得し、掲示することを推奨する。
- ※「感染防止宣言ステッカー」の申請は、次の URL から行うことができます。
- <https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/form/>
- ⑤ 本キャンペーン参加宿泊施設であることを周知するとともに、本キャンペーン情報の発信に協力す  
ること。
  - ⑥ 団体助成対象施設については、宿泊証明書の発行、地域クーポンの管理・配布を適正に行うこと。

## 5. 宿泊券の精算

- （1）利用された宿泊券は、月末をもって集計し、毎月10日までに事務局（宗像観光協会）へ郵送又  
は持参してください。事務局で確認し、不備等がなければ、25日前後に登録時に指定した口座  
へ振り込みます。振込手数料は、宗像市が負担します。
- （例）1月31日までに利用のあった宿泊券の場合
- |                |   |               |
|----------------|---|---------------|
| 2月10日までに事務局へ郵送 | ⇒ | 2月25日に指定口座へ入金 |
|----------------|---|---------------|
- （2）宿泊券の精算手続きの最終期限は、令和4年7月11日（月）必着です。以後の精算は、できま  
せんのでご注意ください。
  - （3）精算に必要な専用紙は、登録後に事務局よりお渡しします。

## 6. 参加申し込みについて

### （1）申込方法

本キャンペーンに参加希望の宿泊施設は、この「募集要項」を確認いただき、同意の上、以下の書  
類を8. 問い合わせ・申込書類提出先の「宗像泊まってんキャンペーン事務局」まで、郵送、メール  
又はFAXのいずれかの方法で提出してください。

## (2) 提出書類

- ① 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）参加宿泊施設登録申込書（様式第1号）（両面あり）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 代表者の本人確認ができるものの写し（運転免許証など）

※「宗像を元気にしタイ！プロジェクト」に参加した事業者で当時の代表者から変更がない場合は、③の提出は必要ありません。

- ④ 旅館業法営業許可書の写し又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し

※昨年度、「宗像市宿泊施設受入環境強化事業補助金」に申請した事業者で当時提出した当該書類から変更がない場合は、④の提出は必要ありません。

なお、審査にあたり、必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

## (3) 申込期間

【一次締切】 令和3年11月15日（月）から同11月30日（火）まで

【二次締切】 令和3年12月1日（水）から同12月9日（木）まで

一次締切までに申し込みのあった宿泊施設については、本キャンペーンの公式サイトでの公開時（12月17日予定）に施設情報を掲載します。二次締切で申し込みのあった宿泊施設については、12月24日頃の追加掲載を予定しています。

## 7. その他

- ・ 申込書記載内容に基づき、参加宿泊施設の情報（施設名、住所、電話番号及びホームページへのリンク）を本キャンペーンサイト内に掲載します。
- ・ 次に該当する場合は、申込内容及び営業実態等を市及び事務局が審査し、登録を取り消します。
  - （ア） 申込内容に虚偽・不備があった場合
  - （イ） 参加資格や営業実態が確認できない等の理由で、市が登録取消を判断した場合
- ・ 募集要項に違反する行為が認められた場合で、入金済の助成金の返金や賠償金の発生等が生じた際は、請求する場合があります。
- ・ 募集要項に定めのない事項に関しては、宗像市がその都度対応を決定します。
- ・ 本事業において知り得た個人情報については、本事業以外に使用することはありません。事務局業務委託先においても同様です。

## 8. 問い合わせ・申込書類提出先

宗像泊まってんキャンペーン事務局（一般社団法人宗像観光協会内）

電話番号：0940-62-3922      FAX番号：0940-62-3921

メールアドレス：info@genkai.com

住所：〒811-3502 宗像市江口1172 宗像観光おみやげ館2階 宗像観光協会内

営業時間：9時～17時（申込期間における休業日は、11月22日）